規　則

人事院は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、消費者庁及び消費者委員会設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年九月一日

人事院総裁　谷　公士

人事院規則一―五五

消費者庁及び消費者委員会設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（人事院規則九―二の一部改正）

第一条　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「及び金融庁長官」を「、金融庁長官及び消費者庁長官」に改める。

（人事院規則九―七の一部改正）

第二条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

別表中「

金融庁

」を「

金融庁
消費者庁

」に改める。

（人事院規則九―一七の一部改正）

第三条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表事務局の項の次に次のように加える。

消費者委員会事務局	参事官	一種

別表第一中三十七の表を三十八の表とし、九の表から三十六の表までを一表ずつ繰り下げ、八の表の次に次の一表を加える。

九　消費者庁

組織	官職	区分
内部部局	審議官	一種
	課長	
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	

（人事院規則九―四二の一部改正）

第四条　人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

別表のイの項中「金融庁長官」を「金融庁長官　消費者庁長官」に改める。

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第五条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十号を第四十一号とし、第十一号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　消費者庁の内部部局

第四条第一号中クをヤとし、チからオまでをリからクまでとし、トの次に次のように加える。

チ　消費者委員会事務局

（人事院規則一一―八の一部改正）

第六条　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「警視総監」を「警視総監　消費者庁長官」に改める。

（人事院規則二二―〇の一部改正）

第七条　人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を次のように改正する。

第二号中「第三十七条第二項」を「第三十七条第一項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百四十三号

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二年郵政省告示第七百二十九号）第三の4の(2)のイの規定に基づき、次のとおりレベル4のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

平成二十一年九月一日

総務大臣　佐藤　勉

組織の名称　住所　オブジェクト識別子構成要素値

消費者庁　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号　100235

○外務省告示第四百五十九号

平成二十一年八月十八日にウランバートルで、第四次初等教育施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第四次初等教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十二億六千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　スフバータル・バトボルド外交・貿易大臣

平成二十一年九月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百六十号

平成二十一年八月十八日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億二千三百万円

3　署名者

日本側　植澤利次在ナイジェリア大使

国際連合児童基金側　スオミ・サカイ在ナイジェリア事務所代表

平成二十一年九月一日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百六十一号

平成二十一年八月十三日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ガーナの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者

日本側　片上慶一在ガーナ大使

ガーナ側　アルハジ・ムハマド・ムムニ外務・地域統合大臣

平成二十一年九月一日

外務大臣　中曽根弘文